

改正

平成28年3月25日教委告示第1号  
平成29年12月18日教委告示第4号  
令和2年2月17日教委告示第1号  
令和2年5月25日教委告示第3号  
令和3年2月16日教委告示第1号

焼津市就学援助費支給要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難であると認められる児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等の実現に資することを目的とする。

(対象者)

**第2条** 就学援助の対象者は、本市に住所を有し、かつ、本市が設置する小学校又は中学校に在学している児童又は生徒及び翌年度に本市が設置する小学校に入学を予定している就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、第4号（申請をする年度において、同号に掲げる措置等を受けている者に限る。）又は第5号に該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者
- (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、一般国民に対する生活保護法に基づく取扱いに準じて生活保護の措置を受けている者
- (4) 前年度又は当該年度において次に掲げる措置等を受け、第1号の要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者
  - ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止を受けた者
  - イ 市町村民税が非課税であった者又は市町村民税の減免を受けた者
  - ウ 個人の事業税の減免を受けた者
  - エ 固定資産税の減免を受けた者
  - オ 国民年金保険料の減免を受けた者
  - カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
  - キ 児童扶養手当の支給を受けた者
  - ク 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付を受けた者
- (5) その他第1号の要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者も就学援助の対象とするものとする。

- (1) 本市に住所を有し、他の市町村に存する国立又は公立の小学校又は中学校に在学している児童又は生徒の保護者（前項各号のいずれかに該当する者に限る。）で、当該市町村から就学援助を受けることができない費目について、本市が就学援助を行う必要があると教育委員会が認めるもの
- (2) 他の市町村に住所を有し、本市が設置する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者（前項各号のいずれかに該当する者に限る。）で、市内に住所を有しないことについて相当の理由があると教育委員会が認めるもの

(就学援助費の費目等)

**第3条** 就学援助費の費目、内容、支給額、支給方法及び支給時期は、別表に定めるとおりとする。ただし、翌年度に小学校に入学を予定している就学予定者の保護者に支給する就学援助費の費目は、新入学児童生徒学用品費とする。

(申請)

**第4条** 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助認定申請書(第1号様式)に、第2条第1項に掲げる者に該当することが分かる書類を添付し、児童又は生徒の就学する学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度に小学校に入学を予定している就学予定者の保護者が、入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするときは、教育委員会が別に定める期間に就学援助認定申請書(新入学児童生徒学用品費)(第1号様式の2)に第2条第1項第4号(当該年度において、同号に掲げる措置等を受けている者に限る。)又は第5号に該当することが分かる書類を添付し、入学を予定している小学校の校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定に基づく申請を受け付けた学校の校長は、速やかに世帯票(第2号様式)及び就学援助児童生徒報告書(第3号様式)を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号から第3号までに該当する者については、焼津市福祉事務所長から教育委員会に対しこれらに該当する者である旨の報告があったことをもって第1項の書類の添付があったものとみなす。

5 第1項の就学援助認定申請書又は第2項の就学援助認定申請書(新入学児童生徒学用品費)を提出した者(以下「申請者」という。)は、当該申請の事実について当該申請を受け付けた学校の校長又は民生委員が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(就学援助の可否に係る認定)

**第5条** 前条第1項の就学援助認定申請書又は第2項の就学援助認定申請書及び同条第3項に規定する書類の提出があった場合には、教育委員会は、内容を審査し、次に掲げる区分に応じ就学援助費の支給認定の可否を就学援助費支給認定通知書(第4号様式)又は就学援助認定申請却下通知書(第5号様式)により在学する学校又は入学を予定している学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して申請者に通知するものとする。

(1) 要保護 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者

(2) 準要保護 第2条第1項第4号又は第5号に該当する者

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を行った場合には、就学援助費の支給予定内容等について就学援助費支給計画通知書(第6号様式)により学校長に通知するものとする。

(就学援助費の受領等の委任)

**第6条** 支給認定を受けた者(以下「支給認定保護者」という。)は、就学援助費の請求及び受領に係る権限を学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、委任状を学校で保管するとともに、その写しを教育委員会に提出しなければならない。

(就学援助費の支給方法)

**第7条** 就学援助費は、前条第1項に規定する委任を受けた学校長を経由して支給認定保護者に支給する。この場合において、学校長は学校給食費その他の費用で学校において徴収すべきものがあるときは、支給認定保護者の同意を得て就学援助費をそれに充て、その残額を支給認定保護者に支給するものとする。

2 就学援助費は、金銭をもって支給する。ただし、金銭によることが適当でないと認めるときは現物をもって支給することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる就学援助費のうち医療費については、支給認定保護者に対して医療券を交付し、教育委員会は当該医療費を医療機関又は薬局へ直接支払うものとする。

(有効期間)

**第8条** 第4条第1項の規定に基づく申請に係る支給認定の有効期間は、当該申請があった日の属する年度の初日から当該年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る支給認定の有効期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 5月1日から翌年2月末日までの間において第4条第1項の規定に基づく申請をした者 当該申請があった日の属する月の翌月初日から当該申請があった日の属する年度の末日まで

(2) 3月1日から同月31日までの間に第4条第1項の規定に基づく申請をした者 当該申請があ

った日の属する年度の翌年度の初日から当該年度の末日まで

- 3 第4条第2項の規定に基づく申請に係る支給認定の有効期間は、入学までの間で教育委員会が認定する期間とする。

(継続申請)

**第9条** 前条に規定する支給認定の有効期間の満了に際して引き続き支給認定を受けようとする者は、教育委員会が別に定める日までに第4条第1項の規定の例により、支給認定の継続について教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請に係る支給認定の有効期間は、前条の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する年度の翌年度の初日から当該年度の末日までとする。

(変更届出)

**第10条** 支給認定保護者は、第4条第1項の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(支給認定の取消し)

**第11条** 教育委員会は、支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 就学予定者又は児童が、本市が設置する小学校又は中学校に入学しなかったとき(第4条第2項又は第9条第1項の規定に基づく申請により新入学児童生徒学用品費の支給認定を受けた者に限る。ただし、第2条第2項第1号の規定により教育委員会が認めたものを除く)。
  - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により支給認定を受けたとき。
  - (4) 支給を受けた就学援助費を他の目的に使用したとき。
  - (5) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、就学援助費支給認定取消通知書(第7号様式)により学校長を経由して支給認定保護者に通知するものとする。

(返還)

**第12条** 教育委員会は、前条の規定により支給認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に就学援助費を支給する旨の認定を受けている者は、この告示の相当規定により支給認定を受けている者とみなす。

**附 則** (平成28年3月25日教委告示第1号)

この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

**附 則** (平成29年12月18日教委告示第4号)

この告示は、平成29年12月18日から施行する。

**附 則** (令和2年2月17日教委告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市就学援助費支給要綱の様式により提出されている申請書は、改正後の焼津市就学援助費支給要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。

**附 則** (令和2年5月25日教委告示第3号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市就学援助費支給要綱の様式により提出されている申請書は、改正後の焼津市就学援助費支給要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則（令和3年2月16日教委告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和3年度分の就学援助費から適用し、令和2年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。

別表（第3条、第7条関係）

費目	内容	支給額	支給方法	支給時期
学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費	要保護児童生徒援助費補助金に係る国の予算単価（以下この表において「予算単価」という。）の額の範囲内で教育委員会が定める額	金銭又は現物により支給する。	各学期
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費	予算単価の額の範囲内で教育委員会が定める額	金銭又は現物により支給する。	各学期
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	予算単価の額の範囲内で教育委員会が定める額	金銭により支給する。	各学期
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料（1学年を通じて1回に限る。）	予算単価の額の範囲内で教育委員会が定める額	金銭により支給する。	各学期
新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品等の購入費（入学前又は入学した年度の初日から支給認定を受けている者に限る。）	予算単価の額の範囲内で教育委員会が定める額	金銭又は現物により支給する。	小学校入学前、1学期又は3学期
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料等及び均一に負担するべきこととなるその他の経費（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）	経費の10分の10以内で、予算の範囲内で教育委員会が定める額	金銭により支給する。	修学旅行を実施した学期
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する費用	経費の全額（社会保険等に参加している場合にあつては、当該経費から被保険者としてその保険者から給付を受ける額を控除した額）	医療券を交付する。	その都度
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費	経費の全額	金銭又は現物により支給する。	各学期

通学費	特別支援学級に在籍する児童又は生徒が公共交通機関を利用して通学する場合の旅客運賃	経費の全額	金銭により支給する。	各学期
-----	--	-------	------------	-----

# 就学援助認定申請書

(宛先) 焼津市教育委員会

就学援助費の支給を受けたいので申請します。

年 月 日現在 (申請日)

保護者 (申請者)	住所 焼津市  連絡先 - -  刀がナ 氏名 (印) (個人番号 )	対象者	学校 年 組  住所 (保護者の住所と異なる場合のみ記入すること)  刀がナ 氏名 男・女
--------------	---	-----	--

1 家庭状況 ※同じ住所に同居する者は、全員記入すること。(公共料金を別に負担している等、生計を一にしていない者を除く。)  
※学生・単身赴任者等で生計を一にするものは、同居の有無にかかわらず記入すること。

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業等 勤務先・学校名	収入(月額)	病気・障害の 有無・名称等
本人 <small>(対象児童生徒氏名)</small>	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )
	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )
	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )
	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )
	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )
	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )
	(個人番号 )	・	・		円	有・無 ( )

2 住宅 ア 状況 (持家・借家) イ 地代、家賃等(月額 円)	3 児童扶養手当受給 (有・無) 月額 円	4 母子医療助成受給 (有・無)	5 各種年金受給 (有・無) 6 養育費 (有・無)
--	-----------------------------	---------------------	-------------------------------

7 援助を受けたい理由 (具体的に記入すること。)

参考 保険の種類 I : 国民健康保険 II : 社会保険 III : 共済保険 IV : その他 V : 無保険  
自治会名 ( 自治会) ( 町内会) ( 組) カッコ内に記入すること。

この申請に関し必要があるときは、市が保有する世帯員に係る住民税に関する情報及び母子家庭等に対する医療費の助成に関する情報について調査されることについて同意します (世帯員全員の方が記載してください。)

署名欄

- (注) 1 保護者 (申請者) の氏名欄に保護者が自署するときは、押印は不要です。  
2 この申請書を提出する際には、個人番号を確認することができるもの (個人番号カード、通知カード等) 及び保護者自身の氏名及び生年月日又は住所を確認することができる公的機関が発行した書類 (運転免許証、パスポート等写真付きの書類) あるいは1種類の書類。公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書等の写真がない書類にあっては2種類の書類) をお持ちください。  
3 郵送によりこの申請書を提出する場合には、この申請書とともに上記2の書類の写しを送付してください。  
4 署名欄につき、収入がない児童生徒については記載の必要はありません。

# 就学援助認定申請書（新入学児童生徒学用品費）

(宛先) 焼津市教育委員会

就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の支給を受けたいので申請します。 年 月 日現在（申請日）

保護者 (申請者)	住所 焼津市	連絡先 - -	対象者	入学予定校： 学校
	刀がナ 氏名 ㊟			住所（保護者の住所と異なる場合のみ記入すること） 刀がナ 氏名 男・女

1 家庭状況 ※同じ住所に同居する者は、全員記入すること。（公共料金を別に負担している等、生計を一にしていない者を除く。）  
※学生・単身赴任者等で生計を一にするものは、同居の有無にかかわらず記入すること。

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業等 勤務先・学校名	収入(月額)	病気・障害の 有無・名称等
本人 <small>(対象児童生徒氏名)</small>		・	・		円	有・無 ( )
		・	・		円	有・無 ( )
		・	・		円	有・無 ( )
		・	・		円	有・無 ( )
		・	・		円	有・無 ( )
		・	・		円	有・無 ( )
		・	・		円	有・無 ( )

2 住宅 ア 状況（持家・借家） イ 地代、家賃等(月額 円)	3 児童扶養手当受給 (有・無) 月額 円	4 母子医療助成受給 (有・無)	5 各種年金受給(有・無)	6 養育費(有・無)
---------------------------------------	-----------------------------	---------------------	---------------	------------

7 援助を受けたい理由（具体的に記入すること。）

参考 保険の種類 I：国民健康保険 II：社会保険 III：共済保険 IV：その他 V：無保険  
自治会名（ 自治会）（ 町内会）（ 組）カッコ内に記入すること。

この申請に関し必要があるときは、市が保有する世帯員に係る住民税に関する情報及び母子家庭等に対する医療費の助成に関する情報について調査されることについて同意します（世帯員全員の方が記載してください）。

署名欄

- (注) 1 保護者（申請者）の氏名欄に保護者が自署するときは、押印は不要です。  
2 この申請書を提出する際には、保護者自身の氏名及び生年月日又は住所を確認することができる公的機関が発行した書類（運転免許証、パスポート等写真付きの書類にあつては1種類の書類。公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書等の写真がない書類にあつては2種類の書類）をお持ちください。  
3 郵送によりこの申請書を提出する場合には、この申請書とともに上記2の書類の写しを送付してください。  
4 焼津市に転入して間もない等の事情により、焼津市から住民税課税証明書の交付を受けることができない方は、従前の住所地の市町村長から住民税課税証明書の交付を受け、この申請書とともに提出してください。  
5 署名欄につき、収入がない児童生徒については記載の必要はありません。

# 世帯票

		整理番号			教育扶助費 受給の有無								
児童生徒氏名			保護者氏名										
住所	焼津市 (変更)				連絡先 - -								
	住宅の形態		(1) 持家	(2) 借家・借間	家賃(月額) 円								
家庭状況※ 全員記入	続柄	氏名	生年月日	職業	病名、療養の有無	家庭状況の変動							
	本人												
学校長の意見	1. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる。 2. 生活状態が悪いため、学校納付金を減免している。 3. 生活状態が悪いため、学校納付金が滞りがちである。 4. 生活状態が悪いため、学用品及び通学用品等に不自由している。 5. 経済的理由による欠席日数が多い。 6. その他 ( )				継続報告								
					学年	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
					No.								

上記の者を就学援助を必要とする児童又は生徒として報告します。

年 月 日 (初回報告日)

(宛先) 焼津市教育委員会

学校長



継続報告	小学校	学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
		日付					
		印					
	中学校	学年	1学年	2学年	3学年		
		日付					
		印					



	世帯についての民生委員の所見	教育委員会の認定の事由 (変更の事由)
認定の場合		
認定をしない場合 又は取消しの場合		理由：経済的好転・転出・その他  (認定取消日 年 月 日)

上記の者を  
 要保護 児童又は生徒として就学援助費を支給することと認定  
 準要保護 します。  
 しません。

年 月 日 (認定日)

学校長 様

焼津市教育委員会



継続認定	小学校	学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
		日付					
		印					
	中学校	学年	1 学年	2 学年	3 学年		
		日付					
		印					



焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市教育委員会  
教育長

印

### 就学援助費支給認定通知書

このことについて、下記のとおり要保護・準要保護児童又は生徒として就学援助費を支給することと認定したので通知します。

#### 記

1 児童又は生徒の住所及び氏名

2 認定区分

3 認定年月日

4 支給明細

費目	支給内容	備考
学用品費・通学用品費		
校外活動費		
新入学学用品費		
修学旅行費		
学校給食費		
通学費		

5 注意事項

- ・住所又は連絡先を変更したときや、再婚、同居家族の増員など生活状況に変更があったときは、1週間以内に学校長に報告すること。
- ・生活状態が好転し、援助を必要としなくなったときは、1週間以内に辞退届を学校長に提出すること。
- ・委任状及び口座振込依頼書を 月 日までに、学校事務室へ提出すること。
- ・就学援助費を生活費等の目的外に使用しないこと。目的外に使用した場合は、返還を命じます。
- ・学校給食費等の学校諸経費の納入が滞っている場合は、優先的に充当することがあります。
- ・生活状況の変更等の報告がなかった場合、事実の発生時に遡り認定を取り消し、就学援助費の返還を求めることがあります。

焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市教育委員会  
教育長



### 就学援助認定申請却下通知書

このことについて、 年 月 日付けで提出のあった就学援助認定申請書について審査をした結果、次の理由により申請を却下することと決定したので通知します。

#### 記

〈申請却下理由〉

あなたがこの決定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、焼津市を被告（訴訟においては教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この決定について審査請求をした場合には、この決定に対する取消しの訴えを提起することができる期間は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内となります。



焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市教育委員会  
教育長



### 就学援助費支給認定取消通知書

このことについて、就学援助費支給認定を下記のとおり取り消したので通知します。

#### 記

- 1 認定を取り消した児童又は生徒の住所及び氏名
- 2 認定取消日 年 月 日
- 3 理由
- 4 支給明細

費目	支給内容	備考
学用品費・通学用品費		
校外活動費		
新入学学用品費		
修学旅行費		
学校給食費		
通学費		

あなたがこの決定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、焼津市を被告（訴訟においては教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この決定について審査請求をした場合には、この決定に対する取消しの訴えを提起することができる期間は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内となります。